

(参考資料)

表 1 身体障害者障がい程度等級表 (太線より上は第 1 種、下は第 2 種)

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
		聴覚障がい	平衡機能障がい	
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が 0.01 以下のもの			
2 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(I / 4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(I / 2 視表による。以下同じ。)が 28 度以下の者 ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの (2 級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下の者 ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの (3 級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	①両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
5 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの ②両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6 級	①視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

(参考資料)

(備考)

1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは該当級とする。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいが二つ以上重複する場合は、6 級とする。
3. 異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障がい」とは、中指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(参考資料)

級別	肢 体 不 自 由	
	上肢	下肢
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕を2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能の全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ②両上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障がい ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節、又は手関節の内いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	①両下肢すべての指を欠くもの ②両下肢すべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障がい ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の著しい障がい ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能の著しい障がい ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障がい ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	①一上肢の機能の軽度の障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の軽度の障がい ③一上肢の手指の機能の軽度の障がい ④人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②一下肢の機能の軽度の障がい ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④一下肢の全ての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

(参考資料)

級別	肢 体 不 自 由			内部障がい	
	体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい
		上肢機能	移動機能		
1級	体幹の機能障がいによって座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	①体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級		不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		

(参考資料)

級別	内部障がい				
	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					
7級					

(参考資料)

表 2 療育手帳判定基準

障がい程度		判定の基準
最重度	㊦	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重 度	A の 1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	A の 2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中 度	B の 1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽 度	B の 2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱い下表による。

最重度	㊦の 1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊦の 2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊦の 1 以外の者。

表 3 精神障害者保健福祉手帳 障がいの程度

障がい等級	精神障がいの状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(対象となる精神疾患)

- 統合失調症・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- 気分(感情)障がい
- 非定型精神病
- てんかん
- 中毒精神病
- 器質性精神障がい(高次脳機能障がいを含む)
- 発達障がい(心理発達の障がい、小児(児童)期及び青年期に生じる行動及び情緒の障がい)
- その他の精神疾患

(参考資料)

表 4 日常生活用具対象種目一覧

① 介護・訓練支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
特殊寝台	- 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの - 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
特殊マット	- 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(身体障がい児の場合は2級以上) - 重度若しくは最重度の知的障がい者であって、常時介護を要するもの(原則として3歳以上の者) - 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡 ^{じよくそう} を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	19,600 円	5 年
特殊尿器	- 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)であって、常時介護を要するもの(原則として学齢児以上の者) - 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
体位変換器	- 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの(原則として学齢児以上の者) - 寝たきりの状態にある難病患者等	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
移動用リフト	- 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として3歳以上のもの - 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	介護者が障がい者(児)を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	- 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として学齢児以上のもの - 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年

(参考資料)

② 自立生活支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
入浴補助用具	• 下肢若しくは体幹機能障がい有し、入浴に介助を要する者であつて、原則として3歳以上のもの • 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
便器 (ポータブルトイレ)	• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であつて、原則として学齢児以上のもの • 常時介護を要する難病患者等	障がい者(児)が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850 円	8 年
歩行補助杖	• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障がい有する身体障がい者(児)であつて、移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者) • 下肢が不自由な難病患者等	T 字状又は棒状の杖で、木材又は軽金属を主体としたもの	3,000 円 (夜光材付は410 円増しと し、全面夜光 材付は 1,200 円増しとする。)	3 年
移動・移乗支援用具	• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がい有する身体障がい者(児)であつて、家庭内の移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者に限る。) • 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000 円	8 年
頭部保護帽	• 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する身体障がい者(児) • 重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できる次のもの ア スポンジ及び革を主材料に製作したもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したもの	ア 15,200 円 イ 36,750 円	3 年
特殊便器	• 上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度若しくは最重度の知的障がい者であつて、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(原則として学齢児以上の者) • 上肢機能に障がいのある難病患者等	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年

(参考資料)

火災警報器	・障害等級2級以上の身体障がい者(児) ・重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
自動消火器	・障害等級2級以上の身体障がい者(児) ・重度若しくは最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
電磁調理器	・視覚障がい2級以上の身体障がい者及び重度又は最重度の知的障がい者であって、18歳以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
聴覚障がい者用屋内信号装置	・聴覚障がい2級の身体障がい者であって、日常生活上必要と認められるもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年

③ 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
透析液加温器	・じん臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(原則として3歳以上の者に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
ネブライザー(吸入器)	・呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。) ・呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。) ・呼吸器機能に障がいのある難病患者等	障がい者(児)が容易に使用し得るもの (吸引・吸入両用器も含む)	56,400 円	5 年

(参考資料)

足踏式・手動式たん吸引器	・呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、在宅で人工呼吸器、ネブライザー(吸入器)又は電気式たん吸引器を使用するもの	障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	12,000 円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10年
視覚障がい者用音声式体温計	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円	5年
視覚障がい者用体重計	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5年
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	・人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者(児)及び難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500 円	5年
正弦波インバーター発電機		ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	120,000 円	10年
ポータブル電源(蓄電池)	・呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、在宅で人工呼吸器、ネブライザー(吸入器)又は電気式たん吸引器を使用するもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	60,000 円	5年
DC/ACインバーター(カーインバーター)		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	30,000 円	5年

④ 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	・音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で発声・発語に著しい障がいをする身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800 円	5年
情報・通信支援用具	・上肢又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	障がい者(児)向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000 円	5年

(参考資料)

点字ディスプレイ	・視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、必要と認められるもの又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)を有する身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年
点字器	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,400 円	7 年
点字タイプライター	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として就労若しくは就労が見込まれるもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000 円	6 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー(再生専用機)		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	35,000 円	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
視覚障がい者用拡大読書器	・視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
視覚障がい者用時計	・視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,300 円	10 年
聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続でき、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000 円	5 年

(参考資料)

視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(録 音再生機)	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000 円	6 年
視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(再 生専用機)		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	35,000 円	
視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年
視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
視覚障がい者 用時計	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,300 円	10 年
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続でき、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000 円	5 年
聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人工喉頭 (笛式)	音声又は言語機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、喉頭摘出、喉頭機能の低下等により音声を全く発することができないもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,100 円	4 年
人工喉頭 (電動式)		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100 円	5 年

(参考資料)

点字図書	・主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者を有する者	点字により作成された図書(月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。)	点字図書の購入価格に相当する額	
------	------------------------------	----------------------------------	-----------------	--

⑤ 排泄管理支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
ストーマ装具(蓄便袋)	・ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、ストーマを造設したもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	8,860 円	1 月
ストーマ装具(蓄尿袋)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	11,640 円	1 月
紙おむつ等	・高度の排便(排尿)機能障がい又は脳原性運動機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、意思表示が困難なもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	12,000 円	1 月
収尿器	・ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、高度の排尿機能障がい者を有するもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円	1 年

⑥ 住宅改修費

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	・下肢若しくは体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上)の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの ・下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	

※ 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

(参考資料)

表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧 376 疾病 (令和7年4月1日現在)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	IgA腎症	53	家族性地中海熱
4	I gG4関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性
12	アルポート症候群	62	肝型糖原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球脊髄性筋萎縮症
23	遺伝性睽炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
27	ウィルソン病	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型糖原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クッシング病
34	ATR-X症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群
35	ADH分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゼン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クロンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
44	黄色靱帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

(参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎	155	シャルコー・マリー・トオース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	ジュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦靱帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	甲状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球癆	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範脊柱管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクロームステんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症	177	スモン
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリズ症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	鰓耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭酵素欠損症	190	先天異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
144	自己食食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

(参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群	253	特発性難聴
204	先天性副腎低形成症	254	トラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中條・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	260	乳児発症STING関連血管炎
211	早期ミオクロニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
215	ソース症候群	265	ネフロン癆
216	ダイヤモンド・ブラックフェン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳髄黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群	270	膿疱性乾癬
221	高安動脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
227	多発性嚢胞腎	277	肺胞低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症
232	短腸症候群	282	PCDH19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	PURA関連神経発達異常症
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトース型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV4異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
243	天疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	297	肥満低換気症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

(参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンconi貧血	353	薬剤性過敏症症候群
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優位遺伝形式をとる遺伝性難聴
306	フォンタン術後症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスマッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	プラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	365	リンパ管腫症/ゴーム病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症
317	β -ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
318	ベーチェット病	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	374	ロウ症候群
325	片側巨脳症	375	ロスモンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	※一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。 各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ https://www.nanbyou.or.jp/ 等を参照ください。	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髓炎		
336	慢性膵炎		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無脾症候群		
343	無 β リポタンパク血症		
344	メープルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

表 6 生活福祉資金の種類

種 類			貸付限度額
総合支援資金※	生活支援費	➤ 生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
	住宅入居費	➤ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内
	一時生活再建費	➤ 生活を再建するために一時的にかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60 万円以内
福祉資金	福祉費	➤ 生業を営むために必要な経費 ➤ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ➤ 住宅の増改築、補修費及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ➤ 福祉用具等の購入に必要な経費 ➤ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ➤ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ➤ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ➤ 冠婚葬祭に必要な経費 ➤ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ➤ 就職・技能習得等の支度に必要 ➤ その他日常生活上一時的に必要な経費	580 万円以内 * 資金の種類に応じて限度額の設定あり
	緊急小口資金(※)	➤ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける少額の費用	10 万円以内
教育支援資金	教育支援費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	(高 校) 月 3 万 5 千円以内 (高専・短大) 月 6 万円以内 (大 学) 月 6 万 5 千円以内
	就学支度費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	➤ 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の 70%程度
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	➤ 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	戸建住宅: 評価額の 70%程度 集合住宅(マンション): 評価額の 50%程度

※ 総合支援資金及び緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。